

平成14年6月12日施行
令和4年10月1日最終改正

生活扶助世帯等水洗便所改造費補助金工事内容基準

「船橋市生活扶助世帯等水洗便所改造費補助金交付要綱」第4条には補助金の額について、「くみ取便所改造工事又は浄化槽廃止工事及び、これらに付随する排水設備工事に要する費用」と規定されているが、工事内容の細目や、基準、程度について定められていないことから、これについて下記のとおり定め、適正な事務処理に資する事とする。

1. 排水設備工事の基準は、「船橋市排水設備設計施工要領」による。
2. 排水設備工事およびそれに付随する工事内容については、生活保護法の基本原理※（保護の補足性）から逸脱のないよう、十分検討されなければならない。
※（保護の補足性）生活保護法第4条第1項
保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる。
3. 排水管の設計にあたっては、上記要領に基づくとともに、最短距離で公共污水ますに達するよう考慮し、必要最小限の費用とすること。
ただし、狭隘箇所や支障物により迂回等が必要な場合はこの限りではない。
4. くみ取便所を水洗便所に改造することに伴う下記の工事については、一般的な材料・仕様とすること。ただし、材料・材質等は過大なグレードアップは行わない。
 - ・便器…洋式便器とし、設置に伴う水道の配管工事を含む。
(建築の構造上、洋式便器の設置が困難な場合は、和式便器とすることができる。)
 - ・木工事…既存便所の広さが、90cm×90cm程度以下である場合は、通常の洋式便器設置のためには便所の改築が必要となることから、その大工工事等に係る費用については補助金に含めることとする。
 - ・便所以外の設備（台所、風呂、洗面所等）の改造や補修は補助金に含めない。
 - ・排水横枝管が破損若しくは使用に耐えない場合は、その改修、補修については、補助金に含めることができる。
5. 浄化槽またはくみ取便槽の撤去等に伴う埋め戻し、復旧については、あくまでも

原形復旧とし、材料等についても発生品を使用するなどして、過度のグレードアップは行わない。

ただし、浄化槽撤去時の清掃費用、くみ取便所便槽撤去時のくみ取費用は補助金に含めることができる。

以上